

鹿屋市キャッシュレス決済端末導入業務委託仕様書

1 委託業務名

鹿屋市キャッシュレス決済端末導入業務委託

2 履行場所

鹿屋市共栄町 20 番 1 号 鹿屋市役所及び鹿屋市が指定する場所

3 履行期間

契約締結日から令和 5 年 3 月 17 日まで

※ 1 運用開始日は令和 5 年 1 月 4 日(水)を想定するが、詳細は本市と協議により決定する。

4 業務目的

市役所及び各支所の住民票発行手数料等の支払い手段にキャッシュレス決済システムを導入することにより市民サービスを向上し、業務の効率化及び行政のデジタル化を図るとともに、新型コロナウイルス感染症の予防の一環とすることを目的とする。

5 委託業務内容

主な業務内容は以下のとおりとする。

- (1) キャッシュレス決済システムを実装した端末（以下「端末」という。）の提供。
- (2) 端末のセットアップのサポート
- (3) 端末の操作研修の実施
- (4) 運用業務に必要なマニュアルの提供
- (5) 運用、機器保守の実施
- (6) キャッシュレス決済を行った対象の歳入科目等（現時点の想定は別表 1 による。詳細は発注者・受注者が協議し決定する。）に係る、地方自治法（地方税法等の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 7 号）第 6 条による改正後の地方自治法をいう。）第 2 3 1 条の 2 の 3 第 1 項に規定する指定納付受託業務
- (7) その他、本業務に必要なもの

6 端末

(1) 仕様等

ア クレジットカード、電子マネー IC カード、QR コード決済アプリ（以下クレジットカード等）の読取・決済が可能であること。

イ POS 機能があり、商品選択ができること。商品・金額は発注者が管理画面等で登録できること。

ウ 決済日時、クレジットカード等の種別、金額、商品等の各種データがリアルタイムで管理画面から確認できる機能を備えていること。また、当該集計データを発注者が管理画面等から CSV ファイル等として出力できること。

エ キャッシュレスにより決済した旨記載されているレシートが発行可能であること。また、当該レシートに記載する発行者名等が発注者の任意で変更可能であること。

オ レジ等と連携しなくても、本端末だけで決済が可能であること。

カ 決済誤りにその場で気が付いた場合、お客と職員で確認の上、当該決済を取り消す機能があること。

キ PCI DSS (Payment Card Industry Data Security Standard) の現行基準に準拠するクレジットカード情報非保持型のものであること。

ク 読み取ったカード情報、決済情報は、暗号化した上でカード会社へ送信すること。

ケ カードリーダーのセキュリティは、PCI PTS (PIN Transaction Security) 認定を取得していること。

コ 設置する端末は全て同一機種とすること。

(2) 調達物品及びその数

ア (1) の仕様に適合するシステムを実装した端末 16 台

イ レシート用ロール紙 100 ロール

※調達物品は新品であること。

※初期導入後に発生するレシート用ロール紙等の消耗品費は、発注者が負担する。消耗品を月額使用料に含める場合は提案すること。

7 契約履行期間

契約締結から令和5年3月17日まで

8 設置する窓口一覧

設置する窓口は、令和4年度において次のとおり予定している。

なお、導入後の効果を検証したのち、他窓口及び市の公共施設等への展開向け検討することとする。

表1 対象部署、職員数など

場所	対象部署	台数
本庁舎1階	市民課	7台
	税務課	2台
吾平総合支所	住民サービス課	2台
輝北総合支所	住民サービス課	2台
串良総合支所	住民サービス課	2台
予備機		1台

※予備機については、工事費等は含まず端末代のみ導入経費に含むこと。

9 キャッシュレス決済の利用開始日

令和5年1月4日(水)

なお、令和5年1月以前の導入開始が可能であれば、段階的導入(審査が完了した決済ブランドから順次提供を開始する方法等)を含めて提案すること。

10 指定納付受託の方法等

受注者は、地方自治法（地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）第6条による改正後の地方自治法をいう。）第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者となる。

(1) キャッシュレス決済の種類

次にあげる、ア・イ・ウのキャッシュレスサービスから提案すること。その他の決済サービス及びブランドについては提案によるものとする。順次導入する提案でも可とする。

※できるだけ多くの決済サービスに対応することを希望する。

ア クレジットカード

「Visa」、「Mastercard」、「JCB」、「AmericanExpress」など

イ 非接触型電子マネー

「SUICA等の交通系ICカード」、「WAON」など

ウ QRコード決済アプリ

「d払い」、「AU Pay」、「Payどん」など

(2) 指定納付受託の方法等

ア クレジットカード等により決済した売上（以下、「売上」）は、原則、各月末日を締め日とし、翌月末日（土日祝日の場合は翌営業日）までに、発注者が指定する口座に、納入義務者が選択するクレジットカード等の支払方法を問わず、一括で納付すること。

この方法に対応できない場合、代替方法・日程を提案すること。

イ 上記で納付された売上に決済手数料率を乗じた額（税込）及び月額使用料については、原則、納付確認後、受注者の請求により支払う。この方法に対応できない場合は代替方法を提案すること。なお、この請求額に1円未満の端数が出たときはこれを切り捨てるものとする。

ウ 売上の振込手数料は、原則受注者が負担すること。

この方法に対応できない場合は代替方法を提案すること。

11 セットアップ・保守・研修の実施

(1) 端末のセットアップのサポート

ア 端末等の設置、セットアップのサポートを行うこと。また、利用者に対してキャッシュレスでの支払いが可能であることを案内するポップ等を用意すること。

イ 導入時の端末の設定内容等については、発注者と調整の上、決定すること。

ウ 原則として既設のレジスターとの連携は行わない。

(2) 保守対応

ア ハードウェア、ソフトウェアを含めたシステム全体の保守管理を行うこと。

イ 障害発生時の対応とその連絡方法等、サポート体制を明確にすること。

ウ 障害発生時には直ちに対応できる体制を整備し、窓口業務への影響が最小限になるよう対応すること。

(3) 端末及びWeb管理サイトの操作研修

端末及びWeb管理サイトの操作に関する職員研修を行うこと。研修実施回数や研修方法を提案すること。具体的な研修の日程等は、提案の範囲内で発注者と調整の上、決定する。

(4) 操作マニュアル

端末の使用、操作マニュアルを納品すること。操作マニュアルには、決済取消時の対応や誤操作時の対処方法等についてもわかりやすく記載すること。

12 その他

- (1) 受注者は、業務の実施に伴い、適用を受ける法令、規定、基準、指針等については、これを遵守しなければならない。
- (2) 発注者は受注者に必要な情報を提供するものとする。
- (3) 業務中に知り得た事項を第三者に漏洩し、又は開示してはならない。
- (4) 受注者は、予期せぬ事態が生じたときは、速やかに発注者に報告し、指示を仰ぐこと。
- (5) 本仕様書に示すもののほか、運用方法や拡張性等、将来的に発注者にとって有益な提案がある場合は、積極的に提案すること。
- (6) 受注者が業務の内容の全てを一括して第三者に再委託することは認めない。ただし、業務内容の主たる部分を除く一部について、発注者の承諾を得た場合についてはこの限りでない。
- (7) 受注者は、本仕様書に定める事項について疑義が生じた場合又は本仕様書に定めのない事項が生じた場合について、発注者と受注者双方協議の上決定する。

※QR コードは(株)デンソーウェーブの登録商標です。

別表1 歳入科目等(案)

種類	手数料の名称	額
住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第12条若しくは第12条の3の規定による住民票の写し又は住民票に記載した事項に関する証明書の交付	住民票の写し又は住民票記載事項証明書の交付手数料	1件につき200円
住民基本台帳法第15条の4において準用する第12条の3の規定による除票の写し又は除票に記載した事項に関する証明書の交付	除票の写し又は除票記載事項証明書の交付手数料	1件につき200円
住民基本台帳法第20条の規定による戸籍の附票(当該戸籍の附票から除かれた者の附票を含む。)の写しの交付	戸籍の附票の写しの交付手数料	1件につき200円
住民基本台帳法第21条の3の規定による戸籍の附票の除票の写しの交付	戸籍の附票の除票の写しの交付手数料	1件につき200円
鹿屋市印鑑条例(平成18年鹿屋市条例第21号)第8条の規定に基づく印鑑登録証の交付	印鑑登録証明書の交付手数料	1件につき200円
かのや市民カードに関する条例(平成18年鹿屋市条例第259号)第7条の規定に基づくかのや市民カードの交付	かのや市民カード交付手数料	1件につき200円
地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の10の規定に基づく納税証明書の交付	納税証明書の交付手数料	1件につき200円
戸籍法(昭和22年法律第224号)第10条第1項、第10条の2第1項から第5項まで若しくは第126条の規定に基づく戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第120条第1項若しくは第126条の規定に基づく磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付	戸籍の全部事項若しくは個人事項に関する証明手数料又は謄抄本交付手数料	1通につき450円
戸籍法第10条第1項、第10条の2第1項から第5項まで又は第126条の規定に基づく戸籍に記載した事項に関する証明書の交付	戸籍の記載事項証明書の交付手数料	1通につき350円
戸籍法第12条の2において準用する同法第10条第1項若しくは第10条の2第1項から第5項までの規定若しくは同法第126条の規定に基づく除かれた戸籍の謄本若しくは抄本の交付	除籍の全部事項若しくは個人事項に関する証明手数料又は謄抄本交付手数料	1通につき750円

又は同法第 120 条第 1 項若しくは第 126 条の規定に基づく磁気ディスクをもって調製された除かれた戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付		
戸籍法第 12 条の 2 において準用する同法第 10 条第 1 項若しくは第 10 条の 2 第 1 項から第 5 項までの規定又は同法第 126 条の規定に基づく除かれた戸籍に記載した事項に関する証明書の交付	除籍の記載事項証明書の交付手数料	1 通につき 450 円
戸籍法第 48 条第 1 項（同法第 117 条において準用する場合を含む。）の規定に基づく届出若しくは申請の受理の証明書の交付又は同法第 48 条第 2 項（同法第 117 条において準用する場合を含む。）若しくは第 126 条の規定に基づく届書その他市長の受理した書類に記載した事項の証明書の交付	届出若しくは申請の受理又は届書その他の書類の記載事項証明書の交付手数料	1 通につき 350 円
	婚姻、離婚、養子縁組、養子離縁又は認知の届出の受理について、法務省令で定める様式による上質紙を用いた記載事項証明書の交付手数料	1 通につき 1,400 円
戸籍法第 48 条第 2 項（同法第 117 条において準用する場合を含む。）の規定に基づく届書その他市長の受理した書類を閲覧に供する事務	届書その他の書類の閲覧手数料	1 通につき 350 円